政　令

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百二号

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年十一月一日とする。

総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

省　令

○総務省令第六十号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十四条第三項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月二十六日

総務大臣　石田　真敏

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項） **第二十三条の九の五**　法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。 ［一～八　略］ 九　第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、通信の交換等又は伝送に関するネットワーク管理において、その提供する電気通信役務の利用者又は当該通信を取り扱う電気通信事業者に対する不当な差別的取扱い及び当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わない旨 十　［略］ 十一　［略］ ［2　略］	（第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項） **第二十三条の九の五**　［同上］ ［一～八　同上］ ［新設］ 九　［同上］ 十　［同上］ ［2　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款について、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）の規定に適合させるため、この省令の施行の日から三月以内に同項の規定に基づく変更の届出をしなければならない。

3　この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款は、前項の変更届出があるまでの間は、新施行規則の規定に適合しているものとみなす。